

平成29年9月14日

**総務教育常任委員会会議録**

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

平成29年9月14日（木曜日）午前10時00分開会

---

出席委員（6名）

委員長 鎌田 礼二 君  
副委員長 山本 進 君  
委員 小野 幸男 君 香取 嗣雄 君  
今野 恭一 君 曾我 ミヨ 君

---

出席議長団（1名）

副議長 伊藤 博章 君

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
市民総務部長 兼政策調整監	小山 浩幸 君	建設部長	佐藤 達也 君
市民総務部次長 兼総務課長	川村 淳 君	市民総務部 危機管理監	安藤 英治 君
市民総務部 財政課長	末永 量太 君	市民総務部 市民安全課長	佐藤 茂 君
建設部 定住促進課長	佐々木 誠 君	建設部 下水道課長	関 陽一 君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤 勲 君	教育委員会 教育長	高橋 睦麿 君
教育委員会 教育部長	阿部 光浩 君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本田 幹枝 君
教育委員会教育部 学校教育課長	遠山 勝治 君	教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	伊藤 英史 君

---

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木康則君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

---

会議に付した事件

議案第51号 塩竈市津波防災センター条例

議案第54号 平成29年度塩竈市一般会計補正予算

議案第60号 工事請負契約の一部変更について

議案第61号 工事請負契約の一部変更について

請願第7号 「学校図書館図書整備等5か年計画」による予算拡充の決議を求める請願

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いします。

本日の議題は、議案第51号「塩竈市津波防災センター条例」、議案第54号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第60号及び議案第61号「工事請負契約の一部変更について」並びに請願第7号「『学校図書館図書整備等5か年計画』による予算拡充の決議を求める請願」の5件であります。

これより議事に入ります。

議案第51号、第54号、第60号及び第61号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 改めまして、おはようございます。

初めに、御礼を申し上げます。けさ三陸塩竈ひがしものの出発式を開催をさせていただきましたところ……（「どうぞお座りいただいて」の声あり）ご挨拶だけ。議長、副議長を初め、議員の皆様方に早朝から足をお運びいただきましたことに心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

本日、総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。塩竈市津波防災センター条例外4件でございます。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 では、当局の説明、お願いします。

佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 議案第51号「塩竈市津波防災センター条例」についてご説明させていただきます。

資料番号5、塩竈市議会定例会議案7ページをお開き願います。

条例の第1条は、津波防災センターの設置についての規定でございます。

本施設は、津波等の災害時におきます災害対策活動及び市営汽船運休時におきます乗客の支援等の拠点とするとともに、東日本大震災の記憶や教訓を伝承し、市民の防災に関する知識

及び技術の普及向上を図るために設置をするものでございます。

第2条では、使用目的を定めようとするものです。津波防災センターは、第1号、災害時における災害対策活動、第2号、市営汽船運休時における乗客の支援、第3号、防災に関する知識及び技術の普及向上、第4号、自主防災組織の育成及び強化に関することなどを使用目的としております。

第3条では休館日、第4条は開館時間、第5条は使用の許可。

8ページをごらん願います。

第6条は使用の制限、第7条は使用者の遵守事項、第8条は使用許可の取消し等、第9条は使用料、第10条は使用料の減免、第11条は使用料の返還、第12条は原状回復。

9ページをごらん願います。

第13条は損害賠償、第14条は委任について定めようとするものです。

本条例の内容につきまして、津波防災センターの利用形態等を含め詳細にご説明申し上げますので、資料番号19の7ページ、8ページをお開き願います。

7ページの1の概要につきましては、先ほどご説明いたしましたので、その下段にあります2の津波防災センターの利用及び運営についてをごらん願います。

(1) 利用形態といたしまして、①災害発生時は学校などの指定避難所まで避難することが困難な市民及び来街者をマリンゲート塩釜とあわせて収容する一時避難場所として利用し、津波発生後は浦戸地区の復旧・復興の拠点として利用いたします。②としまして、台風や濃霧等で市営汽船が運休となった際に帰島できなくなった浦戸住民が待機できる場所を提供いたします。③としまして、通常時におきましては、模型や映像、写真パネルなどを通して本市における東日本大震災の被害状況や復興の歩みを将来に向けて伝承し、市民が震災を語り継ぐ場として利用してまいります。

(2) 利用形態であります。非常勤職員3名を新たに雇用し、2名体制のローテーション勤務により直営で運営してまいります。

次に、3の津波防災センターの概要でございますが、(1) 建物の構造は施設の延べ床面積1,272平米、2階部分の床面積は640平米、鉄骨造2階建てとなっており、避難者の収容や展示施設は2階部分となります。

(2) の開館時間をごらんください。開館時間は、午前9時から午後5時までとしております。

(3) 休館日ですが、毎週月曜日としておりますが、月曜日が祝日に当たる場合は直後の平日としております。また、12月29日から1月3日も休館日としております。

次に、(4) 使用料ですが、展示スペースの見学・市営汽船運休時の乗客の待機は無料としております。研修室の利用につきましては、1時間当たりになりますが、研修室1が900円、研修室2が880円としております。また、マイクは1本320円、マイクスタンドは1台100円、プロジェクターにつきましては1台3,240円としております。

恐れ入りますが、資料番号5の9ページにお戻りいただきたいと思っております。

条例の附則、第1項施行期日ですが、本条例につきましては規則で定める日から施行することとしております。第2項におきましては、条例施行前の準備について規定をしており、使用許可及びこれにかかわる手続等、必要な準備事項については条例施行前においても行うことができることとしております。

第3項については、津波防災センターを議会の議決に付すべき重要な公の施設に加えるため、当該条例につきまして所要の改正を行おうとするものであります。

また、第4項については、暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の別表に津波防災センターを加えるため、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第51号塩竈市津波防災センター条例の説明につきましては、以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○鎌田委員長 次は、同じく佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 それでは、議案第54号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、市民安全課にかかわる内容をご説明させていただきます。

まず初めに、自衛官募集事務についてご説明申し上げます。

資料番号17補正予算説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

まず、歳出からご説明申し上げます。第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費の11節需用費に共通事務費として14万2,000円を補正計上するものでございます。これは、本市が平成29年度自衛官募集重点市町村の指定を受けましたので、国委託金の自衛官募集事務費を活用し、市役所入り口にあります自衛官募集看板の修繕を行おうとするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。第14款国庫支出金第3項委託金第1目総務費委託金1節総務管理費委託金として14万2,000円をその財源として計上しております。

続きまして、ドクターヘリランデブーポイント環境整備事業についてご説明申し上げます。

同じく資料番号17の補正予算説明書の9ページ、10ページをお開き願います。

まず、歳出からご説明いたします。第4款衛生費第1項保健衛生費第1目保健衛生総務費の15節工事費に右側の事業内訳にありますドクターヘリランデブーポイント環境整備事業50万円を計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。第15款県支出金第2項県補助金第3目衛生費補助金2節保健衛生費補助金として50万円をその財源として計上しております。

ドクターヘリランデブーポイント環境整備事業の概要をご説明申し上げますので、資料番号19の28ページ、29ページをお開き願います。

1の事業概要についてでございますが、ドクターヘリは医療機器などが装備された救急医療用ヘリコプターで、消防機関から出動要請を受けますと当番病院である東北大学病院または仙台医療センターから医師や看護師が搭乗し、あらかじめ指定された臨時離着陸場、ランデブーポイントに向かいます。患者を救急車から引き継ぎ、ドクターによる治療を行いながら病院へ搬送します。早い段階から処置を始めることができるため、傷病者の救命率向上、後遺症の軽減などの効果が期待されます。

なお、安全確保の観点から運航時間は原則として午前8時30分から日没までとなっております。宮城県では、平成28年10月28日から運航が開始されました。

また、浦戸地区につきましては、ランデブーポイントに着陸したドクターヘリが消防団の誘導並びに浦戸自主航路を就航しておりますSAWAYAKA丸の協力により、ランデブーポイントから救急現場まで移動した上で治療及び搬送を開始することとなっております。

本事業は、平成29年度から新たに浦戸寒風沢漁船保管用地が登録されたことを受けまして、既に登録されている3カ所と同様にランデブーポイントであることを示す表示板を設置しようとするものです。

2の本市におけるランデブーポイントの登録状況でございますが、本市では平成28年度に玉川中学校グラウンドなど3カ所、平成29年度に浦戸寒風沢1カ所がランデブーポイントとして登録されております。平成29年7月末時点での利用実績は、まだございません。また、8月末時点においても、利用はされてございません。

3の表示板の仕様につきましては、資料掲載の写真のとおり、宮城県ドクターヘリ臨時離着

陸場と示された高さ2メートル50センチの表示板になります。

ランデブーポイントの位置でございますが、4の位置図に示しておりますとおり、寒風沢漁船保管用地となっております。

5の事業費及び財源内訳につきましては、最初にご説明申し上げました歳入歳出予算と同額となっております。

6スケジュールについてでございますが、10月に契約手続を行い、平成28年度内の完成を予定しております。

続きまして、塩竈市津波防災センターについてご説明申し上げます。

資料番号19の8ページをお開きください。

5の施設供用開始に係る運営経費についてをごらん願います。今回補正をお願いいたします内容は、非常勤職員報酬、消耗品費、光熱水費等、424万3,000円となります。

次に、6の事業費及び財源内訳であります。財源内訳といたしましては、津波防災センター使用料が17万8,000円、一般財源が406万5,000円となっております。

なお、スケジュールにつきましては、4のスケジュールに記載しておりますが、9月から展示物並びに施設備品、防災備蓄品を整備し、年内に供用を開始したいと考えております。

また、9ページ、10ページをお開き願います。

9ページ、10ページにございます図1の津波発生時、図2の市営汽船運休時、図3の通常時の利用におきます配置図と図4の通常時における研修室のイメージ、図5の廊下部分を展示スペースとして活用した場合のイメージを示しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、補正予算の内容をご説明いたしますので、資料番号17の補正予算説明書の15ページ、16ページをお開き願います。

まず、歳出からご説明いたします。

第9款消防費第1項消防費第3目の防災費に右側の事業内訳にあります津波防災センター運営事業に係る費用として424万3,000円を計上するものでございます。内訳といたしまして、1節報償費に施設の運営管理に従事する非常勤職員の報酬として136万円、4節共済費に非常勤職員の雇用保険料として1万円、11節需用費の消耗品費に事務用品として35万円、光熱水費に電気料、水道料として78万9,000円、12節役務費の通信運搬費に電話、インターネット等に係る費用として9万2,000円、保険料に建物共済費用として2万5,000円、13節委託料に清



掃業務、施設警備業務、設備の点検業務、パンフレット等の作成、廃棄物の処理業務に係る費用として119万9,000円、18節備品購入費の事務用品備品に事務用パソコン、コピー機の購入費用として30万8,000円、施設用備品費に玄関用マット購入費用として11万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

第13款使用料及び手数料第1項使用料第1目総務使用料3節の津波防災センターの使用料として17万8,000円をその財源として計上しております。また、今回補正をお願いしております歳出の額であります。424万3,000円との差額406万5,000円につきましては一般財源となります。

次に、債務負担についてご説明いたしますので、資料番号16の4ページをお開き願います。

(「もう少し大きな声ではっきりと」の声あり) はい、済みません。

4ページの上段にあります第2表の1追加をごらんください。

津波防災センター機械警備業務委託に係る債務負担行為につきまして……(「何ページでしょう」の声あり) 資料番号16、4ページになります。

4ページの上段にあります第2表の1追加をごらんください。

津波防災センター機械警備業務委託に係る債務負担行為について、期間は平成30年度から平成34年度、限度額を95万1,000円として新たに追加しようとするものです。

議案第54号、一般会計補正予算に係る市民安全課に係る説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○鎌田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 引き続き学校教育課から議案第54号に係る要保護及び準要保護児童生徒援助費並びに被災児童生徒就学援助事業についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号17補正予算説明書及び資料番号19議案資料をご用意願います。

まず、資料番号19議案資料の32ページをお開き願います。

1の制度の概要でございますが、就学援助制度は義務教育の円滑な実施と教育の機会均等を図るため、経済的な理由で就学が困難となった児童生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品費、通学用品費などを支給するものとなっております。

次に、2の新入学児童生徒学用品費の増額についてでございますが、今般、県や国から就学援

助費における支給費目の中の小中学校の新1年生を対象とした新入学児童生徒学用品費の支給単価増額に関する通知があったことを受け、本市で実施している準要保護及び被災児童生徒就学援助費の新入学児童生徒学用品費を増額することといたしました。

なお、1人当たりの新入学児童生徒学用品費の増額前と増額後を比較いたしますと、ページ中段の表にございますとおり、小学校、中学校ともに約2倍の増額となっております。

次に、準要保護児童生徒援助費並びに被災児童生徒就学援助費の増額に関する詳細についてご説明申し上げます。

まず、準要保護児童生徒援助費についてであります。支給対象を生活保護に規定する要保護に準じる程度に困窮している準要保護者としており、今年度1年間の認定児童生徒数を昨年度の割合を参考に算出した結果、小学校1年生で75人、中学校1年生で81人と見込んでいます。

この結果を踏まえ、新入学児童生徒学用品費の支給額を試算いたしますと、次の表にございますとおり、年間で小学校分が約151万円、中学校分が約193万円の増額を見込んでいます。

なお、事業費及び財源内訳についての詳細は、次の項目の被災児童生徒就学援助費とあわせて後ほどご説明いたします。

続きまして、同じく議案資料の33ページをごらんいただきたいと思います。

4の被災児童生徒就学援助費についてであります。支給対象を震災に伴う被災を起因とした経済的理由により就学困難となった児童生徒と保護者とし、今年度1年間の認定児童生徒につきましては、小学校1年生で22人、中学校1年生が27人と見込んでいます。

また、年間の新入学児童生徒学用品費の支給額を試算いたしますと、表にございますとおり、小学校分が約44万円、中学校分が約64万円、全体で約108万円の増額と見込んでいます。

続きまして、事業費及び財源内訳についての詳細でございますが、資料番号17の補正予算説明書でご説明いたしますので、恐れ入りますが歳出の17、18ページをお開き願います。

第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費の右側の事業内訳、被災児童生徒就学援助事業として、新入学児童生徒学用品費の増額分108万7,000円を20節の扶助費に計上してございます。

また、第10款教育費第2項小学校費第2目教育振興費の右側の事業内訳、小学校教育振興援助事業費として準要保護児童援助費に係る新入学児童生徒学用品費の小学校分増額分151万円

を、同じく第10款教育費第3項中学校費第2目教育振興費の右側の事業内訳、中学校教育振興援助事業費として準要保護生徒援助費に係る新入学児童生徒学用品費の中学校増額分193万2,000円をそれぞれ20節の扶助費に計上してございます。

財源となる歳入につきましては、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

第15款県支出金第2項県補助金第7目教育費県補助金2節教育総務費補助金の右側の説明の被災児童生徒就学援助費として108万7,000円を計上してございます。

なお、小学校及び中学校教育振興援助事業費に係る準要保護児童援助費の財源につきましては、全て一般財源としております。

学校教育課は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 議案第54号に係ります生涯学習課分3件についてご説明いたします。

最初に、文化財保護費について説明いたします。

資料番号17補正予算説明書及び資料番号19議案資料をご用意いただきたいと思っております。

まず、資料番号19議案資料の34ページをお開きください。

名勝「おくのほそ道の風景地」に係る支援についてで、その内容をご説明いたします。

1. 支援の内容でございますが、平成26年に国の名勝「おくのほそ道の風景地」に指定されております籬が島にかかる橋の修繕に対して本市が支援しようとするものです。

2. の架橋の修繕ですが、修繕主体は籬神社橋修繕事業実行委員会で、(2)修繕概要は、昭和54年に整備した架橋の手すりなどが下記の写真のとおり老朽化していることから、文化財としての景観の向上と安全確保のために実行委員会が東日本鉄道文化財団、いわゆる「文化財団」の支援を受けて修繕することとなりました。

事業費は240万円で、文化財団と志波彦神社・鹽竈神社が60万円ずつを補助、負担するというふうな形になっております。

3. 本市の対応ですが、本架橋は籬が島の適切な保存や活用に必要な施設でありますことから、本市が7月に創設いたしました名勝おくのほそ道の風景地保存活用等事業補助金交付要綱に基づきまして60万円を助成してまいりたいというふうに考えております。この額は事業費の240万円から文化財団と各神社からの補助金、負担金の合計120万円を差し引いた額の2分の1という形で算定しているものでございます。

説明の都合上、先に5の今後のスケジュールをご説明いたします。

本定例会におきまして本補正予算をお認めいただいた後、早速補助金交付に関する手続を進めてまいります。実行委員会では10月末の竣工を目指すこととなっております。

恐れ入ります。4の事業費及び財源内訳については、資料番号17補正予算説明書でご説明いたしますので、資料番号17をご用意いただきたいと思っております。ページ、17、18ページをお開きください。

第10款教育費第4項社会教育費第1目社会教育総務費の右側の事業内訳、文化財保護費として名勝おくのほそ道の風景地保存活用等事業補助金60万円を19節の負担金補助及び交付金に計上しております。なお、財源につきましては、全て一般財源というふうな形にしております。

文化財保護費については以上でございます。

続きまして、体育施設管理運営業務委託費（平成25年度）の債務負担行為補正についてご説明いたします。

最初に、資料番号19、議案資料の35ページをお開きいただきたいと思っております。

塩竈市スポーツ施設の指定管理者選定に向けた取り組みについてでその概要を説明させていただきます。

1の概要でございますが、本市の体育館・温水プールは、平成18年度から指定管理者制度を導入し、本年度末で4期目の指定期間が満了するため、次期指定管理者候補者を選定するものでございます。

2のスポーツ施設の指定管理ですが、（1）の表のとおり、第2期以降はより公平性を期するため、全て公募型プロポーザル方式で選定しております。

そこで、（2）の次期指定管理者候補者選定の取り組みでございます。これまで指定管理者により安定的な運営と高い専門性を生かしたさまざまな事業の展開が図られているということから、平成30年度以降も指定管理者制度で運営していきたいということを考えており、次期指定管理者候補者の選定につきましては、次のとおり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

まず、①として塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づきまして、同じく公募型プロポーザル方式で選定してまいりたいと考えております。

②の募集要綱・選定基準につきましては、指定管理者を選定するために選考委員会を設置し

てまいりたいというふうに考えております。

③の指定期間は1期目から4期目、今期までは3年間でしたが、5期目からは本市の指定管理者制度導入の手引きで標準的な指定期間とされる5年間というふうにしてまいりたいと考えております。

そして、④体育施設管理運営業務委託費につきましては、債務負担行為補正限度額を設定するため、今回本定例会に提案させていただいたところでございます。

説明の都合上、3の事業費及び財源内訳の前に4の今後のスケジュールをご説明いたします。4の今後のスケジュールでございます。

本定例会におきまして債務負担行為補正をお認めいただいた場合、10月から11月にかけて募集またはプレゼンテーションを行い、指定管理者候補者、つまり優先交渉権者を選定いたします。そして、12月定例会に議案の議決をいただき、指定管理者を決定する形になります。2月には協定書を締結し、新年度からの運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

3の事業費及び財源内訳については、表のとおり、済みません、資料番号16補正予算の4ページでご説明させていただきたいと思っております。

第2表債務負担行為補正のうち、追加の表の2段目の体育施設管理運営業務委託費（平成29年度）に期間と限度額を示しております。額としては4億975万円とし、期間は設定する本年度から平成34年度までという形になっております。

体育施設管理運営業務委託費の債務負担行為補正については、以上でございます。

続きまして、塩竈市スポーツ施設整備事業についてご説明申し上げます。

資料番号17補正予算説明資料及び資料番号19議案資料をご用意いただきたいと思います。

最初に、資料番号19議案資料の36ページにおきましての塩竈市スポーツ施設整備事業についてで、その内容を説明いたします。

1事業の概要でございますが、施設の利便性の向上とともに、軟式野球大会などを誘致し、交流人口の拡大、または地域活性化を図るため、清水沢公園スポーツ施設を整備しようとするものです。

2の整備内容は、まず平面図の①としてバックネット裏の観客席の一部に関係者控室または場内放送ができるような控室を設けようというふうなものでございます。

続いて、②といたしまして、本スポーツ施設がさまざまな大会で利用していただけるよう、

大会旗等を掲げるポール等を設置したいというふうを考えております。

そして、③といたしまして、現在のスコアボードの老朽化が著しいことから、新たなものに更新しようとするものでございます。

最後に、4として、その他環境整備等がございますが、これにつきましては、雨天時、グラウンドのあちこちに水たまりが発生しやすいという状況なことから、排水環境等を整えて雨天後には速やかに利用できるような環境が整えられればよいなというふうを考えております。

3の工期と5のスケジュールについてですが、本定例会で補正予算をお認めいただいた後、来春の供用開始を目指し、速やかに設計に取りかかり、11月着工、来年3月の竣工に努めてまいります。

4の事業費及び財源内訳についての詳細は、資料番号17の補正予算説明書でご説明いたしますので、資料番号17の歳出、17、18ページをお開きください。

第10款教育費第5項保健体育費第1目保健体育総務費の右側の事業内訳、塩竈市スポーツ施設整備事業として施設整備工事1,000万円を15節の工事請負費に計上いたしてございます。

財源となる歳入につきましては、同じ資料の3、4ページをお開きいただきたいと思います。

第21款市債第1項市債第7目教育債3節社会教育施設債の右側の説明の塩竈市スポーツ施設整備事業として750万円を計上し、歳出額との差額250万円は一般財源としてございます。

生涯学習課の3件につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、議案第45号「塩竈市一般会計補正予算」につきまして、財政課所管分を説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.17の補正予算説明書、3ページ、4ページをお開き願います。

歳入の第10款地方交付税第1項地方交付税第1目地方交付税におけます普通交付税につきましては1億5,798万2,000円の増額補正であります。またあわせまして、同じページの最下段、第21款市債第1項市債第9目臨時財政対策債でございますが、3,850万円の減額補正であります。この普通交付税及び交付税の振りかわりであります臨時財政対策債の補正につきましては、交付額並びに発行可能額が確定したことにより、それぞれ補正予算を計上するものであります。

次に、第18款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金でございますが、1億222

万9,000円の減額補正でございます。財政調整基金繰入金につきましては、今回の9月補正予算に係ります所要一般財源として基金から繰り入れるものでございますが、先ほど説明いたしましたとおり、普通交付税が増額となりましたことから、所要一般財源の必要額として減額補正となったものでございます。

恐れ入りますが、資料No.16の塩竈市一般会計補正予算4ページをお開き願います。

第3表地方債補正の1変更の表でございますが、一番下、臨時財政対策債につきまして、発行可能額が確定したことに伴いまして補正前限度額7億2,010万円から3,850万円を減額し、補正後限度額6億8,160万円に変更しております。

補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、議案第60号及び第61号の工事請負契約の一部変更につきましてご説明いたします。

まずは資料No.5をご用意願います。資料No.5の塩竈市議会定例会議案の14ページでございます。

まず、議案第60号であります。これは平成28年6月28日に議決をいただきました25-復・交 中央第2貯留管築造工事につきまして、工事内容を一部変更しようとするところから議会の議決を求めるものでございます。4の契約金額につきましては、原契約金額22億2,424万2,720円を23億8,628万4,840円に変更し、1億6,204万2,120円の増とするものでございます。具体的内容につきましては、後ほどほかの案件とあわせて一括して説明いたします。

次に、議案第61号であります。次のページ、15ページをごらんください。

こちらは平成28年6月28日に議決をいただきました27-復・交 港町地区津波防災拠点施設整備工事（建築工事）につきまして、工事内容を一部変更しようとするものでございます。4の契約金額につきましては、原契約金額4億748万4,000円を4億5,191万5,200円に変更し、4,443万1,200円の増とするものでございます。

それでは、工事の概要についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.19の第3回塩竈市議会定例会議案資料の38ページをお開き願います。

この議案第60号と次の第61号につきましては、本定例会初日におきまして建設部長から変更内容の詳しい説明がありましたので、一部重複するところはございますが、ポイントを絞って説明したいと思います。

まず、議案第60号であります。ページ左上の5. 主な変更理由をごらんください。

道路管理者との協議によります作業時間の変更及び地盤改良工のプラントを定置式から車上式に変更したことによります作業日数の増などにより、主に管路・流入工や共通仮設費などが増となったものであります。

右側の表をごらんください。(1)の管路・流入工の1項目め、主な変更理由にございまして、ただいま申し上げました作業時間の変更と地盤改良工のプラントの設置方法の変更に伴いまして、当初36.3日間で見込んでいた作業日数が60日間へ23.7日間の増となったものであります。これにより、右側の金額5,428万384円が増となりました。

あわせまして、表の下の方になりますが、(5)の共通仮設費(交通誘導員)につきましても、作業日数の増によって交通誘導員の増員が必要となりましたことから、金額として845万9,400円の増となったものでございます。

この2つの項目につきましては、次のページ、39ページをごらんください。

ページの上段に2つの表がございまして、No.1からNo.7までの流入人孔、それぞれのポイントにおきまして、作業日数の影響による増の内訳を記載しております。表の一番右側、合計欄の赤枠で囲った合計数値は、先ほど見ていただきました前のページの38ページの表と合致をしております。

では、また38ページの表にお戻りください。

ただいま説明いたしました2項目のほか、(1)管路・流入工の主な変更理由欄でございまして、②につきましては、シールド工や刃口推進工の施工の際に水質汚濁防止法の基準値を超える排水が確認されたことから、202日分の汚水処理費用として1,461万3,380円の増嵩となったものであります。

次の③はシールド工事におけますセグメントの二次覆工におきまして収縮・ひび割れの発生しにくい無収縮性充填モルタルへと材質の変更を行い、1,286万7,630円の増嵩となりました。

1つ飛ばしまして、(2)中央第2ポンプ場場内整備工につきましては、場内レイアウトの確定に伴いまして舗装面積が減少となったことから、金額はマイナス1,195万5,728円となりました。

(3)の立坑工はページ下段の平面図の一番右側、点線で囲まれた箇所になりますが、中の島雨水枝線工事との工程調整により土留めのための鋼材の損料172日分が増加し、1,607万157円の増嵩となっております。

(4)の付帯工は写真(4)の①と④にありますように、今回の工事に伴います舗装の復旧



面積の変更や樹木の伐採本数の追加などにより、計2,321万1,143円の増嵩となりました。これら直接工事費の合計は1億1,168万4,006円となり、そのほか先ほど説明いたしました(5)の共通仮設費と、あとは(6)の諸経費を合わせまして1億8,667万2,000円が工事価格となります。これに請負率80.376%を掛け消費税を乗じました1億6,204万2,120円が今回の契約変更額となります。

次に、議案第61号であります。

恐れ入りますが、40ページをお開きください。

まずページ左上の5. 主な変更理由でございます。工事発注前の地質調査(ボーリング調査)で確認できなかった岩塊やコンクリート等の支障埋設物の撤去処分及び施工機械が追加となったことにより増額と県の防潮堤工事との取り合い部調整により減工となったことにより減額が主な変更理由となっております。

右側の表をごらんください。

まず、①の土工事(埋戻工)につきましては、解体撤去工事により現場での土量減少分をページ右下の写真①にありますように山砂で埋め戻しを行ったことによる増嵩でありまして、②の山留工は支障埋設物の撤去のため、写真②にありますシートパイルの設置期間の延長による増嵩、そして③の水替工は写真③にありますように土工事や基礎工事に支障となる湧水量であったことから、その対策として増嵩となったものであります。

④の杭地業工事ですが、ページ左側の平面図にあります黄色い丸4カ所において工事前にボーリング調査をしましたが、地下1メートル以上の深さの盛り土層においては大きな岩塊は確認されておりませんでした。しかし、既存撤去及び仮設工事に着手した段階で写真④の1にありますように30センチを超える岩塊が含まれていたため、杭施工の支障となることから、写真④の2にありますケーシング併用工法を追加して岩塊等の撤去を行ったため、2,356万9,030円の増嵩となったものでございます。

あわせまして、⑤の解体撤去工事では、写真⑤の1及び2にありますように、アスファルトやコンクリートガラ等の撤去費用として増嵩となっております。

外構工事につきましては、近接しております県の防潮堤工事との取り合い部調整のため、平面図にございます緑色の範囲について舗装や植栽等を減工したことから、マイナスの238万9,098円となりました。

これら直接工事費の合計が3,092万9,254円となり、共通費での増額分を合わせまして工事価

格が4,653万円に、それに請負率88.4227%と消費税を後で乗じた4,443万1,200円が今回の変更契約額となります。

財政課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 これより質疑を行います。山本委員。

○山本委員 このたびは産業建設から3人がこぞって総務教育常任委員会に来ましたけれども、決して打ち合わせしたわけじゃなくて、他意はございません。任期期間、残り少ないですけども、ひとつよろしく願いいたします。

じゃ、私から何点か質問させていただきます。

まず、議案第54号の津波防災センターについてでございますが、当初港町地区の防災拠点施設ということで建設が行われ、今回いわゆる防災センターというふうに呼称することが決まったわけですが、その理由はどういうことでしょうか。目的。

○鎌田委員長 安藤危機管理監。

○安藤市民総務部危機管理監 お答えいたします。

正式な名称が決まる前までは津波防災に対応する拠点であるということで、マリゲートとそれから、市民から名称を募集しまして、津波避難デッキのマリゲートと、それからこの津波防災センターも含めて一体の津波防災という考え方で、拠点ということで考えておりました。今回新たに条例化するに当たりましては、あくまでもこの施設の名称を定めるということで、津波防災センターということで、ほかの各自治体等の例も参照しながら決めさせていただきたいということで、この条例案を提案したものでございます。

以上であります。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 はい、わかりました。

それで、利用形態として津波発生時、それから離島航路欠航時、それから通常時という3形態で分類されておりますが、そこでお聞きします。まず、津波発生時の避難が予想される事態をどのように予測し、どのように対応をされますか。

○鎌田委員長 安藤危機管理監。

○安藤市民総務部危機管理監 津波が発生する場合におきましては、まず通常は地震という形になります。でありますので、地震がございました場合には即座に気象庁並びに国のほうから携帯電話、それからJ-アラートとありますが、そういうものを通じまして防災のほうに連

絡が入ります。それに基づきまして職員が出動するという形になります。対応につきましては、職員が出動した後、津波防災施設に向かいまして対応、まず直ちに向かいまして施設の鍵をあけ、避難者を収容するという形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 緊迫した状況の中で、早急に逃げなきゃいけない。そのために誘導しなきゃならない。そして不幸にして逃げおくれた方、あるいはその後に住むべきうちを流された、そういう方のための施設といった位置づけで理解はしておりますが、その辺の今危機管理監が言われたような避難誘導、それからセンターへの収容の誘導というものをやはり職員が駆けつけて、そして対応しなきゃならないという状況になりますので、緊密な連携というものをそこで図らなきゃいけないのかなというふうに考えています。

それから、次に離島航路の欠航時については、臨時的な宿泊機能が期待されておりますが、その人的な対応はどのようにされますか。

○鎌田委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 臨時的な欠航時につきましては、浦戸振興課職員の勤務時間内であれば浦戸振興課の職員が対応することとなっております。それ以外の夜間につきましては、市の職員が急行して対応することとなっております。

○鎌田委員長 もう少しあるんですか。安藤危機管理監。

○安藤市民総務部危機管理監 浦戸の市営汽船の欠航時のみの対応についてご説明いたします。浦戸の市営汽船が欠航した場合につきましては、基本的に浦戸振興課の職員が夜間も引き続き対応するという形になっております。休館日につきましてはということですが、休館日についても市営汽船が運航しておりますので、浦戸振興課の職員が対応し、なお夜間もそこに一時待機していただき、次の日、津波防災センターが開館するという時間までは浦戸振興課の職員が対応していただくということで検討しております、今。

それから、津波防災センターの開館後は津波防災センターの職員が出勤しますので、その後もまだ欠航状態が続いているという場合にはその津波防災センターの職員が、今回お認めいただきましたら臨時職員を3名雇用するという形になりますが、その職員が対応に当たるといふことで今考えておりますので、よろしくお願ひします。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 いずれにしましても、津波発生時につきましては、危機管理監を初め、担当部署の職員、それから離島航路欠航時には浦戸振興課の組織的な支援、人的支援というものが大変大事でありますので、その連携は密にさせていただきたいと。

それで、問題は通常時ですけれども、当然その防災の啓発、あるいは伝承等々でしょうけれども、まず誰が誰に、そしてどのように啓発されるのか、そういった必要なノウハウを有する職員を配置する考えはあるのかどうか、これについてお尋ねします。

○鎌田委員長 安藤危機管理監。

○安藤市民総務部危機管理監 お答えいたします。

このたび新たに職員を3名雇用するに当たりましては、震災ですとか防災ということに造詣が深い方をできれば採用できればというふうに考えておりますが、このたびお認めいただいた後に検討して採用につなげてまいりたいと思います。なお、その職員につきましては、市民安全課の防災係のほうから啓発もしくは教育という形で意見交換を、それから研修等をさせていただきまして、きちんとした対応ができますように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 非常に大事なんですね。ただ非常勤職員を配置すればいいというものではなくて、やはり来館された方々、あるいは研修室を利用された方々に対してきちんと実態を伝えていくということは非常に大きな役割があると思うんです。私は松島の防災センターを個人で勝手に視察してまいりましたけれども、あそこにはJRのOBの方で観光を専門にされた方と、それからやはり松島町の防災担当の職員が交代交代で張りついているという状況があります。ですから、そういうようなやっぱりノウハウというものをもち得た職員が配置されなければそういう意味がないということでもありますので、それは十分念頭に置いて、職員採用されるのもいいんですけれども、その辺のところも配慮していただきたいというふうに思います。

それから、この防災センターで、最後に、条例ちょっと見たんですけれども、資料No.5、条例の第7条です。私はすぐ悲観的に考えるものでありますけれども、使用者の遵守事項というものがありまして、当然これは施設を使用する場合の遵守事項が定められていますね。もちろん譲渡したり、担保に供したり、転貸しないと。原状変更しないと。ただし、本文にただし書きがありまして、市長の裁量行為ということで、当然市長の承認を受けた場合はこの限りではないと。例えば市長の承認を受ければ権利を他人に譲渡したり、担保に供したり、

あるいは原状変更をしたり、目的外使用ですることはできるんですか。

○鎌田委員長 安藤危機管理監。

○安藤市民総務部危機管理監 今山本委員がおっしゃいましたように、基本的には第7条では使用者の遵守事項として定めてございますので、例えばという表現が正しいかどうかはわかりませんが、市長が許可をした後で、例えば災害等がございまして何か変更が必要になった場合とか、そういうことがまず考えられるのかなというふうに考えておりますが、通常はここに規定されておりますような形で市長が特別に何か申し上げて許可を、必要と認めるということはないのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 多分法令の手引でもってそのような引用をしたんだと思いますけれども、やっぱり施設の性質からして、当然目的外使用とかあるいは原状変更はできないわけですから、それはたとえ市長の裁量行為であったにしても、それは不可ということでありますので、一言申し添えさせていただきます。これについては以上です。

次に、議案第61号、それから第60号、契約変更についてお尋ねいたします。

今財政課長から説明受けまして、おおむね理解はいたしましたし、変更額も当然9.2%増、それから13.7%増という変更になりますので、これについても了とするところであります。ただ、第60号の中央2貯留管築造工事の一部変更につきましては、既に昨年の6月にも1回目の変更契約をして今2回目だと思うんですけれども、ここに出てくるのは道路管理者との協議により工事時間の変更というようにありますけれども、当然事前協議の中で国道45号線の国道管理事務所ですかと協議されていたと思うんですけれども、それはどうでしょうか。

○鎌田委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えします。

事前に国道のほうの管理者とは協議はしております。

○鎌田委員長 マイク入っているのかな。聞こえました。いいですか、山本さん。（「聞こえない」の声あり）もう一度お願ひします。

○関建設部下水道課長 道路管理者のほうとは事前に協議しております。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 事前協議していれば、この変更というのではないんじゃないですか。事前協議の中で通常の多分昼間の時間帯ですか、組んで、それはだめだというので夜間とかなったんですか。

それでもって作業工数がふえたというふうに私理解しているんですけども。

○鎌田委員長 回答いただけますか。佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 国道の管理者との協議については、当然工事に入る前に協議をさせていただいております。ただあと、前回、昨年度1回この契約については変更したときがあったわけなんですけれども、その際にはシールド工という工事を行う際に、その際には要するに国道管理者のほうから夜間にしていただきたいというふうなことがありましたので、シールド工法の際に変更をしたというのがまずあります。その後、今回の工種においてプラントを設置する際に道路上の設置を当初検討したわけなんですけれども、それについて国道管理者のほうから認められないというふうなことがありましたので、それによって変更させていただいたというふうなことになります。ちょっと工種ごとにそれぞれ協議してきて、時間差の中で、前段の協議の後に改めて協議をした際に認められなかったというふうなことになります。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 要するに地盤改良工のプラントの定置式を車上式へ変更に伴うところの作業時間の変更ということでしょう。（「はい」の声あり）そういう理解ですね。はい、わかりました。

最後に、せっかくですので、契約の議案第61号、港町地区、いわゆる防災センターです。これは、工事におくれはないのでしょうか、この結果。予定どおり竣工されるのでしょうか。

○鎌田委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 ただいま9月末の工期において工事をしておりますけれども、現在のところ予定どおり9月中には竣工する予定でございます。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

最後に、せっかくですので、資料No.17の17、18ページのスポーツ施設整備費ですね。1,000万円計上されております。これはオープン以来30年以上たっている施設でございますので、この際各施設が整備されたということですが、ぜひ、ここに目的がありますように、交流人口の拡大及び地域活性化を図るための事業成果が得られますように要望して終わります。以上です。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 何点かお伺いしたいと思います。

1つは、津波防災拠点施設整備の関係なんですけど、総教がちょっと初めてというか入ってき

たので改めてお聞きしたいと思っています。津波防災拠点施設なんですけど、延べ床面積が1,276平米とそして2階部分が640平米ということなんですけれども、結局……（「後ろ聞こえないみたい」の声あり）結局防災センターというのは、全部上から下までの建物を防災センターという。1階の駐車場なんかの管理は危機管理監のほうでの管理ではないと。そして、鍵をあけるのは通常は2階から出入りできるんですけども、鍵をかけるというのはどこで鍵がかけられるのか。通常は5時過ぎたらもう通路は使用できないということなのか、その辺のことについてまずお伺いしたいと思います。（「図面で説明したらいいんじゃないか。せっかく図面つくっているの」の声あり）

○鎌田委員長 安藤危機管理監。

○安藤市民総務部危機管理監 それでは、図面の資料番号19の9ページをごらんいただきたいと思います。9ページの図1をごらんいただきたいと思います。

この図1の右側に津波防災センター2階とございます。2階におきましては、まず扉の位置ですが、ここ3カ所ございます。3カ所といたしますのは、まず左側のマリゲートから真っすぐの通路が中央部分右側に延びております。そして、津波防災センターの図面では避難スペースというふうに書いてあります。そこに扉が1つございます。それから、その下に、図面上、廊下とあります。廊下の左側に、ここに扉がございます。それから、ちょっと申しおくれましたが、先ほどの避難スペースの上です。上側にあき扉のような形の図がありますが、そこが1つの通路になっています。以上、3つの入り口から入れるということができ、通常は。

それから、あと1階であります。1階につきましては、この図面は2階でありますけど、センターの図面の防災センターの右側に出っ張った屋根という記載がございまして。屋根の下に1階部分に自動扉を設置してあります。設備上はこの4カ所から出入りをいただくという形になっております。

以上であります。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 出入りはそこだと。そして、それは5時まではそうでしょうけれども、5時以降はここは全部4カ所とも閉めちゃうと。だから、そうすると夕方はもうここからは出入りはできないのですよということになるんですね。そして、施設管理担当課の管理は下の駐車場のところまでの管理をするんですか。そういうことになるんですか。その管理の形態が上と下





○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 だから、結局今まで下は駐車場で使っていたわけですよ。そして、例えばマリナーゲートの中のお店屋さんに行くのでも何でも自由に使っていたわけですよ。それが建物で囲われてしまって、これが全体が塩竈市の防災センターだと位置づけられてしまうと、どこが管理するんだとなれば、全部が市民安全課だとなれば、またそのところの利用とか駐車場の形態とかが違ってくるのかなど。それとも、そこはいつも今までどおりに同じようにして、あくまで防災センターというのは上の部分、2階の部分ですよというのか、その辺はちょっと明確にまずしていただきたいと思います。

○鎌田委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 済みません、説明がちょっと不足しておりました。恐縮でございます。

下の駐車場については、従前どおり47台確保しておまして、それについては塩釜港開発さんが引き続き管理をいただくということになりまして、ゲートを使って使用料の徴収とかも引き続き塩釜港開発さんがされるというふうになります。どうしても建物設置、その上にさせていただきますので、1階部分の出入りというのは当然市民安全課管理の施設として必要になりますので、1階のエレベーターホールの部分だけは引き続き、当然2階部分と一体として管理しますので、その部分については市民安全課で市の施設の管理ということでさせていただくということでございます。よろしいでしょうか。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 それで、1つ、こういう意見出ているんです。港町の尾島町交番の後ろに集会所がございましたと。それは住民の町内会の会費もなかなか少なくなりまして、維持管理もできなくなりましたと。返還しましたと、塩竈市に。ところが、その人たちの地域のコミュニティーする施設はどこもないと言ったら語弊ですが、できればこの防災センターの研修室とか何とか使わせるようにしていただけないものかという意見がありました。それで、私ども最初につくるときにはやっぱり目的からしてきちんと何でもかんでもありではないはずだと思っていたんだけど、ここまで来ますと、市民はやっぱりそういった要望もございまして、しかし使用は5時までだということになってしまいますし、そこは公民館だとか杉村美術館だとかの違いも出てきますし、その辺でやっぱりもう少し柔軟に、これだけの施設をつくったのだから、もちろん災害時のときにはそっちが最優先されるべきものですが、災害

がないときにはできるだけ市民の活用に利用したらいいのではないかというふうな思いもありまして、その辺の検討はなされたのか。なぜ5時までにしちゃったのか、その辺の経過がわかれば教えていただければと思います。

○鎌田委員長 安藤危機管理監。

○安藤市民総務部危機管理監 お答えします。

まず、この施設につきましては、災害の施設ということで、周辺の類似の施設等の開館時間、閉館時間等を調査させていただいたところ、10時から5時、あるいは9時から4時というような形での施設の運営等がございましたので、それと今回研修室という形をとっておりますが、会議室というものもございますので、隣にありますマリゲート塩釜では開館時間を夜まで行っておりますので、そちらのほうでお使いいただければと思って、夜5時以降はですね、そういうふうを考えておりました。

それから、町内会さん等の利用についてであります。このセンターの目的からして自主防災組織の育成及び強化に関する事、それから災害に対応する内容につきまして、特にセンターの目的として、また使用目的として定めておりますので、それに類するものにつきましては、条例の中で幾つかの規定がありますので、使用料の減免等もちょっと今考えているところでもありますので、町内会さん等の申し出がありました場合、今後ちょっと柔軟に対応できないか検討していきたいということで、今事務的に進めているところでもあります。以上であります。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 よろしくお願ひしたいと思います。

それで、この防災センターがしょっちゅうしょっちゅう災害あつては困りますけれども、ともするとほとんど人が行かないとか、閉めっ放しだとか、展示室もそのままでもう5年も6年もたてば同じような状況だとか、行ってももう同じだなと思ったり、そうするとやっぱり常に日ごろの防災意識というものを高めていくという点ではやっぱりそれ相当の取り組みをしないといけないと思うし、せつかくここでいろんな津波なんかの映像なんかも見られるようなものもちゃんと備えているわけですけども、そういったことも全国のいろいろな資料も入れたりしながら、やっぱり避難に対する対応をもっと活発に活用する方策を取り組んでいかなきゃならないんだと思うんです。学校の子供たちの勉強になったりとか、ほかから来た観光客のためにとか、割とそういう映像を流していたり、すぐにパンフレットを見せたり、

説明したりとか、そういったことをやっぱり常にすることが大事だと思うので、その辺の工夫をしっかりしてやっていただければというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○鎌田委員長 安藤危機管理監。

○安藤市民総務部危機管理監 お答えいたします。

施設につきましては、開館時には多くの方がいらっしゃって、そのうちだんだん来館者が減るといった状況もちょっと聞き及んでおりますので、今事務的に考えておりますのは、その時期に合わせた展示物とそれからきちんとした情報発信ができるようにするよう検討しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 それでは、議案第60号についてちょっとお伺いしたいと思います。それで、今回、国道45号線沿いのこの立坑の関係の工事の関係の予算が少し変更になりますということですが、1つにあそこ、薬局さんのところからの入り口、新富に入るところの立坑があると思うんですが、あの辺からこの工事によって民家がちょっとゆがんできたということをおっしゃっているんですが、そういった連絡はあるんでしょうか、ないんでしょうか。そして、もしそういったことが本当に工事によってだということになれば、それは今からでも大丈夫なのかどうか、受け入れられるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

今回の中央第2貯留管工事に関しましては、ほかの工事もそうなんですが、工事の着手前に家屋調査のほうを行っております。今回、事後調査も実施しておりますけれども、その工事前と工事後の調査の中で、変異が見られて、それが委員おっしゃったとおり工事に起因するものであれば、その辺の補償金の算定とかをいたしまして、その辺は補償させていただくというふうになっております。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 私何度もそこ訪ねて、どうも台所の床がずっと下がってしまったというふうに。あの工事のせいではないかと思っているらしいんだけど、そういう人もっと連れていかれたんだけど連れていけなくて、これからでも大丈夫だということですね。もう一回見ていただいて、そのせいなのかどうか、因果関係がはっきりしてもらえれば一番いいわけ

ですから。そのせいではないのであれば、そういうことになるわけです。これからもそういう点では大丈夫ですか。

○鎌田委員長 関下水道課長、大きな声で。

○関建設部下水道課長 こういうふうな建物の調査に関しましては、私どもとか職員とか請負業者がやるのではなくて、第三者のそういう専門の業者さんが現場のほうを確認することになっております。それで、そちらの第三者の目で本当に工事が原因であるということが認められれば、そのようなお話は今からでも確認できれば対応できると思います。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 はい、わかりました。じゃ、よろしく、またお願いしたいと思います。

この工事は、完了は29年度末でしたか。

○鎌田委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 今回の中央第2貯留管に関しましては10月中旬の完了を予定しております。実際にシールド工事ですとか、流入マンホール、そちらの工事はほぼ終わりました、今現在はポンプ場内の植栽ですとか、あとは反対側の錦町のほうの公園の復旧工事等を行っております、予定どおり10月中旬に完成する予定となっております。以上です。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 ありがとうございます。よろしくどうぞお願いいたします。今回、最近の雨というのは非常に、今度また台風も来ているようですから、それに対応できれば一番いいんだと思うんですが、今後ともどうぞよろしく願いしておきたいと思います。

それから、補正予算です。資料No.17の17、18ですが、ようやくこの被災児童生徒の援助とか、要保護及び準要保護の援助だとか、こういった予算が組まれて、ああよかったなというふうには思っておりますが、これは平成29年度4月1日の児童生徒のための予算ですよね。そして、もう来年度の予算についてはできれば年度内に見て同じぐらいの予算は組んでおくべきだというふうには考えておりますが、その辺のことについてお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 お答えしたいと思います。

今回補正計上させていただいたのは、平成29年度分となっております。また、今ご質問の中にあつた前倒し関係につきましては、今現在市内の小中学校に入学されるお子さんをお持ちの保護者の皆さんの入学前の経済的負担がどの程度なのか、また前倒しの支給を行うに当た

っての課題であるとか、また新しいシステムに今度変える必要が出てきますので、その事務  
手続がどうなってくるのか等を、今市内に2つの事務支援室ありますので、その辺とも協議  
を進め、また他市町の状況も調査研究しながら考えているところではございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 そのことをずっと今までも言ってきましたし、担当課のほうではそういったことを  
言っておりますが、ぜひ入学前にこういったお金が支援されるように一層の努力をお願いし  
て私からの質問を終わります。ありがとうございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 では、私のほうからもさまざまところをちょっとお聞きしたいと思います。

それで、資料No.19のほうでちょっとお話を聞いていきたいと思います。まず初めに7ページ  
の塩竈市津波防災センターについてですけれども、これは事が起きたときに職員等誰でも駆  
けつけてすぐ鍵をあけられるようにと。地震で扉が解除されるキーボックスを設置されてい  
るということでもございましたけれども、これは誰でもあけられるというそういうことはいい  
と思うんですけれども、その周知とか、その解除の仕方なり、どういう段取りでどういうふ  
うにして事を進めていくのかという、そういった体制というかそういったところはきちっ  
とされているのか、考えられているのかお聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 安藤危機管理監。

○安藤市民総務部危機管理監 まず、職員が地震・津波が起きたときは駆けつけますけれども、  
万が一ということで、予備的な考え方で、地震の震度5弱以上で開くキーボックスを設置し  
ております。このキーボックスは自動的に開きますので、どなたでもその鍵を活用して扉を  
あけて2階に避難いただくことができるという形であります。それを踏まえまして、市民へ  
の周知なりその活用する際のきちんとしたサインの方法ということではありますが、周知にお  
きましては、議決をいただきましたら広報のほうに掲載をさせていただきます、まず市民  
のほうに周知をさせていただきたいということで考えております。

それから、サインにつきましてですが、施設の周辺にきちんとわかるようにサインを整えま  
して、避難者がそのことをわかるように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願い  
たいと思います。以上であります。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。そのキーボックスというのは、いたずらされて無理にあけられたり、やっぱり周知すればそれなりに公開になるわけですから、いろんなことが考えられると思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○鎌田委員長 安藤危機管理監。

○安藤市民総務部危機管理監 ご説明が足りなくて済みません。そのキーボックスは、一応ボックスですから、普段は閉じているんですが、あいた場合、ベルが鳴るような形になります。でありますので、周辺の方もすぐに気づいていただけますし、何かあればすぐに気づくということでもありますので、そういういたずらがあった場合には職員のほうで対処していきたいというふうに考えております。以上であります。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。職員、休館とかいないときにも全て対応できる体制だと思いますけれども、何か事があったときに職員が駆けつけるということでもありますけれども、わざわざ遠くにいる職員が決まって駆けつけるとかそういうことをしないで、昼間であれば近くを巡回している職員なりそういった方が駆けつける、そういった体制をきちっととっていただかないと、何でもかで駆けつけるのはこの部署の職員だとかそういったことではなくて、とにかく近くで巡回なり訪問なりそういったことをしている職員がまず真っ先に駆けつけるというようなそういった体制も考えているのでしょうか、お聞きをいたします。

○鎌田委員長 安藤危機管理監。

○安藤市民総務部危機管理監 駆けつける職員であります、今のところ事務的に検討しておりますのは、防潮堤の開閉班というのが今現在もございます。これは津波注意報が発生した場合、津波が来た場合に、それが来るまでの間に防潮堤のあいている箇所を閉めに行くという方々が4名体制の班が2班という形で今現在ありますので、まずはその方々を中心に、今後の体制のあり方について検討してまいります、なお新しい施設ですので、どういう体制でというものを訓練をしながら、きちんとした形で市民の安全の確保に努めていきたいと思っておりますので、施設の開館前には職員でまず訓練をさせていただければというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。その検証なり、訓練なり、あとは地域の方、近くの方の訓練なり、さまざまな考えはあるでしょうけれども、そういったところもきちんとした体制をとって

ただきながら、この防災センターの運営等を行っていただきたいと思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。このところは以上で終わります。

次に、28ページのドクターヘリのランデブーポイント環境整備ですけれども、これは、この看板は、この写真にあるのは桂島の部分だと思ひますけれども、これはそのランデブーポイントのある箇所1カ所のみを設置となるのでしょうか。あとまた、これの関係でこういった形の表示板の形というのはどういったところからこういうふうな形状をとられたのか、その点だけお聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 形状につきましては、県の補助要綱に定められておりますようなことになっておりますので、こちらのほうの表示板になっております。表示箇所につきましては、1カ所ということでございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 その箇所箇所1カ所ということですよ。

○鎌田委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 1カ所ということでございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 それで、こういった形で、その地域地域、または塩竈市内の方というかそういったランデブーポイントというか、そういったところを認識というか意識できるのかという部分では、どういった考えを持たれているのでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 地域の方にランデブーポイントの場所として周知徹底してまいりたいと考えております。以上です。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 では、こっちから申し上げますけれども、今後、いろいろ津波とかいろんなマップ等つくられ、またはそういったものをつくり直すというかやっっていく作業とかも今後出てくるとは思ひますけれども、そういったものにきちっとそういったものを組み入れるとか、またさまざまな工夫を凝らせば、この島の部分だけではなく全体としてそういったものもきちっとやりながら進めれば、また周知、そういった徹底もできて、何かのときにはそういったものも生きてくるところもあると思ひておりますので、そういったところをちょっとお聞き

したかったので、よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 安藤危機管理監。

○安藤市民総務部危機管理監 お答えします。

ただいま小野委員からおっしゃられました件につきましては、今後のハザードマップ等の更新の際にきちんとした形で反映できますように対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。以上であります。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。そういったこともしっかり考えているとは思いますが、確認の上でお聞きしましたので、よろしく願いをしたいと思います。

じゃ、次に行かせていただきます。同じ資料の36ページですけれども、塩竈スポーツ施設整備事業ということで、さまざま番号を使って説明ございましたけれども、①の本部役員席の設置とかいろいろありますけれども、この観客席になっていると思えますけれども、手すりとかそういったところも以前聞いたことがあるんですが、そういったところは入れられているのでしょうか。または今設置になっているのでしょうか、お聞きをいたします。

○鎌田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 お答え申し上げます。

現実、これから実際の設計につきましては、これから予算ついた段階で詰めていきたいというふうに思っています。ただ、今この番号をつけている部分についても、実際今フラットになっている部分がここであとは全部座席になっておりますので、そこに1回、一旦は建てたいというふうに検討しているところでございます。ただ、手すり等については、今後そういったものも見ながら、現場を見ながら配慮していく必要があるなというふうに考えておりますので、そういった設計の中でいろいろ考えてまいります。以上です。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 この1番の建物を建てる場所には、既に手すりが設置されております。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。以前、観客座るときの通路とかに手すりとかそういった声もございましたので、今ちょっと声を述べさせていただきました。

それで、先ほど山本委員のほうからもございましたけれども、しっかりと、これだけ予算も



つけて行くわけですので、排水環境を整えるというお話もございましたが、しっかりとやっぱり市民目線で、やっぱり市民の方が使うに当たってこういったところも考えられるだろうとか、そういったところは十分に検討していただいて、また次、こういった部分じゃなくて、やっぱりこういう大きくやるときにしっかりと計画、企画していただきまして整備をして、市民の皆様方は、ここにも地域活性化を図るとか、集客を図るとかそういったことが書かれておりますけれども、そういったところを十分に検討されて整備をしていただきますようお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

あと、最後に、第60号、第61号の工事請負契約の一部変更ですけれども、減額の変更もあるんですけれども、あとはその上でプラスのこともあるということで、こういった部分、予想できなかった部分もあると思うんですが、そういった中でも、本当はこれは予想できたんじゃないかというようなそういったところというのは全くないというか、最初からやっぱりそういったところはその業者というかそういったところもかかわってくるかと思うんですけれども、こういったところ、ちょっと予想できた部分とできなかった部分というそういったところは当局ではどういうふうな判断をなされてこういうふうになってくるのか、その点だけ最後にお聞きをして私の質問を終わらせていただきます。

○鎌田委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 工事の実施に当たって、当初から予想できた部分もあったのではないかというふうな趣旨のご質問かと思ひます。例えば、第61号の津波防災拠点施設につきましては、近接工事でも例えばこういったガラ等も生じるというケースが出ていました。それで、私どものほうとしてもそういった要するに危惧は当然したわけなんですけれども、ボーリング調査においてそういったものがないというふうな調査結果ですので、課題が、要するに積算というふうにはできないので、それで発注段階ではそういった形の対応をさせていただいたというふうなことになります。同じように、こちらのほうの第60号のほうの第2貯留管、こちらにつきましても、例えば路上のプラントというふうなことになるとうっかり高くなってしまいうというふうな部分がございますので、できれば近接地に場所を確保してというふうなことも考えながら積算をさせていただきました。積算上はそういった想定でやったわけなんですけれども、現実には残念ながらこういう近接に確保ができなかったというふうなことになりますので、発注段階でできるだけ安くしたいというふうな思ひで、そういった部分で精査をさせていただいたというふうなことです、ご理解いただきたいと思います。

○鎌田委員長 ほかにご発言はございませんか。山本委員。

○山本委員 済みません、最後に資料No.17の17、18ページの文化財につきまして、今回、松尾芭蕉の紀行文に関連した施設に対する補助ということで、大変私評価しております。これは、関連しますけれども、お許しいただけると思うんですけれども、昨日、市長は神社の歴史的建造物である勝画楼の譲渡がなされたということで、これから調査・保護活動をやっていくかということがございまして、大変明るいニュースだったということで、我々もテレビを見たり、けさほど新聞を読んだわけですけれども、これにつきましては昨年12月定例会におきまして全会一致で保存を決議したということもございまして。議会としても一定程度責任はございまして、今後、保存に向けて議会としてできること、場合によっては掃除とかそういったようなもののご奉仕というものもさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、ただ1つ確認したいのは、2019年に保存のための工事ということをちょっと市長のコメントがあったんですけれども、もっと早くできないか、せつかくの機会でありますので、市長の決意のほどをお尋ねしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 この勝画楼の保存につきましては、議員の皆様方からもぜひ保存をしてもらいたいというようなご要請をいただきまして感謝を申し上げるところであります。ただ、我々は今までどれだけの文化財としての価値があるかということを確認をしないままに進めることはいかがかということで調査をさせていただいたということであります。結果といたしましては、私どもが考えていた以上に文化財的な、あるいは歴史的な価値が高いということでございましたので、昨日改めて記者会見の中でそういったことを述べさせていただきました。今山本委員からはできるだけ早くというご要望をいただきました。我々も、できるだけ早くという思いは持ちながら、一方では単独費だけではなかなか厳しいと。恐らくは、漠として申し上げれば、数億単位の費用がかかるということは明白であります。そういったものを塩竈市の単独費だけで賄うということについては、これは大変厳しいと思っております。したがって、まずは塩竈市指定の文化財、次に県の文化財指定、そしてできれば国の文化財指定を受けて、国のさまざまな制度を活用させていただきたいということであります。我々も改めてこういったものが文化財指定をいただけるかどうかということについての不安も若干ありますので、そういったこともございまして、やはり指定をいただくためには1年ないし2年ぐらいかかるのかなと。そういったことを踏まえた上で建設着工ということになるもの

と思っておりますが、なおでき得る限りの努力をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。けさの新聞でも、隣の多賀城市は1,300年を記念して国府多賀城ということで前から懸案でありました南門の築造については、まだ構想段階でありますけれども、今組上に上がっているということ。やはり市長にしてみれば、やはりどうしても財源対策ということを大変苦慮されているということはちょっと聞いております。ですので、同じように、やっぱり歴史を標榜する、この1,000年の歴史のある塩竈におきましても、こういった歴史的な価値のある文化財等々については保存に努め、そして永遠に未来につなげていきたいというようなことですが、私もそう思っております。今市長のそういったような決意を聞きましたので、それですといたします。以上です。ありがとうございます。

○鎌田委員長 ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

---

午前11時48分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第51号、第54号、第60号及び第61号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手全員であります。よって、議案第51号、第54号、第60号及び第61号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

これより請願の審査を行いますので、関係者以外の方は退席していただいて結構です。ご苦  
労さまでした。

午前 11 時 49 分 休憩

---

午前 11 時 52 分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第 7 号「学校図書館図書整備等 5 か年計画」による予算拡充の決議を求める請願を議題  
といたします。

事務局に請願文書を朗読させます。議事調査係片山主事。

○片山議事調査係主事 私から請願文書表を読ませていただきます。

平成29年 9 月 11 日 塩竈市議会定例会 請願文書表。

番号第 7 号。受理年月日、平成29年 9 月 5 日。

件名。

「学校図書館図書整備等 5 か年計画」による予算拡充の決議を求める請願。

請願の趣旨。

文部科学省によって平成29年度からスタートした「学校図書館図書整備等 5 か年計画」と  
「計画の策定に伴う地方財政措置」で「学校図書館整備・学校図書館への新聞配置・学校司  
書の配置」が予算化されました。

「塩竈市教育大綱」（平成28年 2 月策定）に基づく学校図書館に関する施策を推進するため、  
塩竈市においても「学校図書館整備・学校図書館への新聞配備・学校司書の配備」拡充整備  
のため塩竈市議会において予算を実施する決議を採択されますようお願いいたします。

請願の理由。

総務省と文部科学省は、平成29年度からの 5 年間で「学校図書館整備・学校図書館への新聞  
配置・学校司書の配備」拡充のため 2,350 億円、単年度約 470 億円の地方財政措置を行うこと  
となりました。地方財政措置は地方交付税が充当されます。これは学校図書館の充実によっ  
て子どもの読書活動、探求学習などを促進するとともに、読解力や言語活動の向上をめざす  
ものです。

塩竈市内の学校図書館の図書については古い図書が保有されており、社会変化や学問の進展  
を踏まえた図書整備が急務になっています。児童生徒の探求的学習や読解力の育成、言語活

動を支えるためにも図書の更新が必要です。

また、学校図書館には複数の新聞が配備されていません。社会の諸課題について考察し、公正に判断する材料として複数の新聞配置が必要です。

さらに塩竈市内の小中学校においては専任の学校司書が配置されておらず、図書の整備、貸し出し、選本、統計、広報、図書修繕、図書廃棄等の仕事に手が回っておりません。学校司書を専任で配置し、学校図書館の運営が図られることで塩竈市の児童生徒の学力向上と教育的素養を高めることができます。

以上の理由により、「学校図書館図書整備等5か年計画」による予算の拡充を進められるよう塩竈市議会としても塩竈市に対して予算拡充を求める決議を採択されるようお願いいたします。

提出者住所・氏名。

宮城県仙台市青葉区柏木一丁目、宮城県教職員組合中央支部塩竈地区議長。

紹介議員。

伊勢由典議員、小高 洋議員。

以上でございます。

○鎌田委員長 続いて、請願紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

伊勢由典議員。

○伊勢議員 総務教育常任委員会の皆様には早朝より議案審査に携わりまして大変ご苦労さまでございます。

今、請願の趣旨について述べられましたので、この請願についてぜひとも採択をお願いしたいということで、紹介議員として一言申し上げます。

先ほどお話がございましたように、とりわけ学力向上、そして教育的素養を高めるという上でも、この予算措置をぜひ講じてほしいという、そういう決議を上げてほしいというのでの請願でございます。翻って考えてみますと、平成27年度の9月定例会、たしか決算議会だったと思いますが、地方交付税における図書の整備のための基準財政需要額が満額使われていないということが議会のほうでも指摘されて、当時平成27年度の予算措置は215万円でした。その翌年度、そういうこともあったと思いますが、平成28年度で予算措置は647万6,000円ということで、ほぼ3倍の予算になりました。学校現場でもこういったことに対しての喜びの声、歓迎する声ということで、お話は伝わっております。

今回の請願の中で紹介もありましたが、図書整備、それに新聞の配備、そして学校司書の配備ということで、そうしたことでの予算措置ということになっております。国庫補助のものではございませんので、あくまでも地方交付税に算定されていく中でこの予算を行うということになってまいります。そういう点でも、地方交付税のそうした予算についての使い方になろうかと思えます。

ちなみに、平成28年、平成29年度の予算もほぼ、小学校で312万円の予算が講じられております。中学校では301万2,000円ということになっておりますので、平成28年度以降、こういった600万円を超える予算措置がされておりますが、いずれも基準財政需要額に対応した図書整備というふうになっております。

したがいまして、今回の文部科学省の5か年計画について、先ほどお話がございましたとおり、こういった計画を生かしていくならば、さらなる予算措置ができるのではないかというふうに判断しております。

一方、今回の予算の中でもご紹介ありましたけれども、図書司書の配置ということについても、十分な充実が必要ではないかというふうに思えます。

ちなみに、平成29年度の当初予算における図書司書、そして心のケアでしたかね、その兼務の方々の関係でいうと、10人ということで配置をされております。これも県の予算を行使して1,660万円ほどの予算で配置をしておりますが、私ども現場のほう、ちょっと二、三、当たらせていただいた中で、やはり非常勤といいますか、終日つけられていないということもありまして、一方で心のケアのこういった対応も業務として行われておりますので、やはり学校のこういった学校図書に十分司書としての配置が行われない中、今後子供さんたちの学力向上での危惧になるのではないかと。そして、学校図書のさまざまな管理、蔵書数もかなりありますが、廃棄して新しい製本を学校にやっぱりそろえることができるのではないかと。というふうに思えます。

ぜひとも今回の請願の趣旨をくみ取っていただいて、ぜひとも請願採択のこういったご賛同いただければなおありがたいということを一言申し上げまして、紹介議員としての言葉にさせていただきます。ありがとうございます。

○鎌田委員長 小高議員はよろしいですか。では、小高議員。

○小高議員 紹介議員の小高でございます。

今、伊勢議員のほうからさまざま補足の部分等につきまして、またさまざまな現状の部分に

おきましてもご説明をさせていただきました。それで、こういった言い方が正しいのかどうかは手順としてあれだったんですが、文部科学省の……

○鎌田委員長 ちょっとお待ちください。申請者より紹介議員を通じて補足資料の配付について申し出がありました。これを許可することでご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、それでは事務局より補足資料の配付をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○小高議員 それでは、委員長にお認めをいただきました資料のほうに関して少しだけ補足の説明をさせていただきたいと思います。

それで、請願の趣旨のほうにも入っておりますとおり、文部科学省によって平成29年度からいわゆる学校図書館図書整備等5か年計画というものがスタートしたわけでありまして。このパンフレット、我々でつくったものではなくて文部科学省のほうのものをダウンロードしてそのままお出しをしているものでありますが、その裏面のところを見ていただきますと、その5か年計画ということで、単年度で幾らという部分、あるいは総額で幾らという部分で、その額、あるいはその趣旨というものが記載をされているわけでありまして。それで、この右上のグラフのところを見ていただきたいと思うのですが、いわゆる読書活動と学力との関連ということで、読書が好きですかどうですかといったところについても、その学力という部分についても大きく読書というものが寄与するというのもここに一定示されております。

それで、請願の趣旨、あるいはこの5か年計画の内容については一定ご理解をいただいているというふうに思うわけですが、この裏面の一番下のところをぜひごらんいただきたいと思うのですが、この地方財政措置においては、その用途を特定しない一般財源として措置をされるものだということで、各市町村等においては予算化が図られることによって初めて図書・新聞の購入費、あるいは学校司書の配置のための費用に充てられるということで、文部科学省のほうからも実は各市町村等におかれては現状把握と適切な予算措置をお願いしますということで出されているものであります。

先ほど伊勢議員のほうからもありましたとおり、この図書をめぐる現状というものは、なかなか子供たちのところにおいては足りていないということもご説明させていただきましたので、ぜひこの現状、あるいはその中身をくみ取っていただきましてご賛同いただきますようによろしくお願い申し上げまして私からの発言とさせていただきます。

○鎌田委員長 これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。今野委員。

○今野委員 当局が同席していますのでお尋ねいたします。

教育委員会としては、こういう制度ができたということは、ご存じでありましたか。お尋ねいたします。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 当局としては存じておりました。以上でございます。

○鎌田委員長 今野委員。

○今野委員 それは、いつごろお知りになりましたか。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 昨年度の、昨年度といいますが、今年度、県のほうからの交付税の関係の通知の中で知ったことになってございます。以上でございます。

○鎌田委員長 今野委員。

○今野委員 ただいまのご答弁だと、もう昨年度からそれは知り得ていたということですが、そこにもってきてこういった請願が出てきたわけですが、今現在このことについて、このチラシにあります学校図書館図書整備等5か年計画というこの計画について、どのような取り組みを考えているか教えてください。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

私どもも、さっきもお話あったように、平成27年度から比べまして、平成28年、平成29年度と予算を3倍にしております。約3倍となっております。その中で本の更新、いわゆる新たに読みたいくなる、手にとってみたいくなる本をたくさんその分で購入していただくということで、各学校に配分をしておるところでございますし、またあと一方、話題に出ておりますように、心のケア兼図書整備員さんによりましてさまざまなお手伝い、それからあとは朝の読み聞かせですとか、それからあとボランティアさんによる活動の部分でそちらを反映させているような状況でございます。以上でございます。

○鎌田委員長 今野委員。

○今野委員 このパンフレットによれば、裏面の右上隅に「読書活動と学力」というタイトルで、



読書が好きな児童生徒のほうが全国学力・学習状況調査における正答率が高い傾向がありますと載っておりますが、実にこれ先日私はテレビでその子供たちが質問に答える様子などを目の当たりにしまして、ああ、読書というのはすごいだなというふうに感じておりましたけれども、それを見るにつけ、さらにこういう制度があるんだということではありますが、平成27年、平成28年度とさらに今年度は3倍にもなっているということではありますが、各学校の学校司書の配備ですとか、新聞の配置ですとかということについては、どうお考えになっていますか。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 まず、学校図書館についての司書さんといいますが、正直申し上げまして学校司書さんの専任の配置はないんですが、校務分掌の中で学校図書館、学校図書に対する担当者、担当の先生という方々はお一人いらっしやいまして、それに加えまして今回の図書整備員さんということで、2人体制でやっていただいている状況でございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 今野委員。

○今野委員 ということは、特に今、学校のこの図書に関することについて差し当たって何かをしなければならない状況にはないというふうに受けとめてよろしいですか。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

確かに何もすることはないといいますか課題がないわけではございませんで、それは人、物、それからそういったものについてももちろんこれでよしということは恐らく状況的にはないかと思えますけれども、私どもとしまして、あくまでも工夫とか、それからアイデアを出しながら、教育の一環としての図書整備というものを考えていくような状態でございますので、この体制を維持しながら、さらなる知恵と工夫で更新を行いながら、例えばボランティアさんへの協力ですとか、それから市民図書館ですとか、それからエスプの協力も得ながら、いろいろな工夫・アイデアでもって運営してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○鎌田委員長 今野委員。

○今野委員 私の発言がちょっとうまくなかったのか、何もすることはないではなくて、この制

度、制度を活用するというか、制度に乗っかって何かをしようとか、あるいはこういった制度を導入しようとか、そういったようなことを考えなくてもよろしいんですかということをお聞きしました。

○鎌田委員長 内形副市長。

○内形副市長 今野委員にお答えいたします。

まず、文部科学省で学校図書館図書整備等5か年計画、今年度からスタートしたということで、今紹介議員等々の皆さんからご説明いただきました。実は教育委員会といたしましては、平成28年度から第二次塩竈市子ども読書活動推進計画、5か年計画を取りまとめて、それに基づいて今図書の整備、あるいは子供の読書の推進に努めておるところでございます。

こちらの文部科学省の計画に呼応したというような形になって今対応しておりますが、先ほど申し上げましたように、予算も平成28年度から今担当課長説明いたしましたとおり215万円から約640万円強という3倍くらいの予算を組みまして学校図書の整備を行っておりますし、平成29年度においてもそのような流れの中で学校の図書を整備しておるところでございます。

また、あと、今説明ありましたとおり、図書司書、専門の司書の方を設置はしておりませんが、各学校に今申し上げましたとおり学び・適応サポーター、10名、それぞれ1名ずつ配置しておりますので、そういった方々、あるいは担当教員も配置しておりますので、そういったような方々で図書の整備等についてご協力いただいているところでございます。

以上であります。

○鎌田委員長 今野委員。

○今野委員 そうすると、予算的にも3倍に増額して取り組んでおるといようなことでありますから、この請願にあるような専任の学校司書が配置されていないから困るとか、あるいは図書の整備や貸し出し等の仕事に手が回っていないといようなことではないというふうに理解してよろしいんですか。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

手が回っていない、どういう状態がその部分なのか、ちょっと具体的な、図書の仕事というのは本当にさまざまございまして、これだからここですという部分も、非常にこれですというところがないところもある内容だというふうに私は理解してございます。その中で、例えば今ある資源をもとにいろいろなさまざまな朝読書、それからボランティアさん

の手をかりるですとか、それからあとは図書館管理のシステムを一つでも多く導入して、そういう、生産性を上げると言ったらちょっと語弊があるかも知れませんが、そういう活動の中でもやっていけるかなというふうには思っておるところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 今野委員。

○今野委員 そういうことであれば、現状の中で何とか努力すれば子供たちのためにもやっていけるというふうな理解でよろしいかというふうに受けとめました、それで、大体状況はわかりました。ありがとうございます。

ちょっとこれは学校図書とは関係しないんでありますが、図書という、図書館ということについて、1つだけお願いをしておきます。というのは、市民の声が寄せられております。例えば、今塩竈の図書館、月曜日が休館日ですね。エスポは火曜日が休館日。こういった公共施設が何で休むんですかと。盆正月ならいざ知らず、私たちが休めるときに利用できないんですよ。床屋さん、パーマ屋さんを初め、そういった月曜日お休みの方々から市民の声が寄せられております。どうか年間通じて休館日などを盆正月ぐらいにして、通常は開館していただけるようお願いをしておきます。

以上です。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 日本共産党塩釜市議団で7月27日に政府交渉に行つてまいりました。文部科学省にも行つてまいりました。実は、現場で何も困っていないというふうに今野委員も言いましたが、実は学校、私たち実際に見てみましたらば、確かに学校の先生の中には図書の担当する先生は全部の学校に1人ずつおります。そして、当然それぞれの学校でいろいろなアイデアも工夫しながら、教室からすぐ出たら図書が見えるような形でもいろいろな工夫をして努力しているのはそのとおりなんです。同時に、塩竈の場合は学校司書が配置できないために、地域の方々の協力をいただいている学校もあるし、そういう協力をいただけない学校もある。そして、それらをカバーするために当局は宮城県の震災における心のケアの方を全部学校に配置して、心のケアの部分と学校図書の2つの役割を果たさせていただいている。だけれども、実際に学校に行きましたら、もう心のケアだけで手いっぱい、実は図書まで回らないという学校も現実にあったという中で、学校の現場の先生たちが今の塩竈の抱えている問題としてこの請願が上がっているわけです。文部科学省も、回答ではこういった予算も

組んでいるので、それぞれの地方自治体に努力していただいて、きちんと学校図書だとか、新聞だとか、配備されていないのであれば、それはそれで頑張ってもらって進めていただきたいということでした。国に行けば、国はもうちゃんとお金配置していますよと。だからそれによって努力してくださいねということですから、だから今回の決議を上げるというのは、まさに今そういった学校の、塩竈市内の小中学校の置かれている状況を把握した上でこういった決議を議会として上げていくことが当局への後押しになると。地方交付税で算定されていても、今まで何回も言ったけれども、当局は、色がついていないから、これは学校図書費のお金ですよとか学校司書さんのお金ですよとついていないから、もう一般に入ってしまうとそれぞれ使われていくわけで、だから学校図書というのは非常に大事なんだと。そういった交付税で算定されているんだと。そこにやっぱり全ての学校の図書を置けなくても、まず年計画で1つずつ置いていくということは必要なんではないかというふうに考えていますので、ぜひこの請願は採択していくべきだと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっとわからないのでお聞きしますけれども、これは県費職員なんですか、学校図書は。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

ご質問にあった司書、今学びサポーターで来ている方は県費、県の、県になります。それからあと、いわゆる今学校の先生が担当しておりますので、今は県費の先生方も配置されていらっしゃるというような状況です。以上です。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 先生方で十分賄えるというわけではないんですか、実態は。

○鎌田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

先ほどの学び・適応サポーターの心のケア及び図書業務員につきましては、みやぎ子どもの心のケアハウス事業を受けて、そこで補助をいただきながら各学校に1名ずつ配置しているものでございます。それは基本的な業務としましては心のケアですので、不登校の子供たち、または不登校傾向のある子供たちの学習支援、相談活動に当たっているところでございます。

そしてまた、その状況におきましては、各学校の不登校の子供たちの数がばらばらになっておりまして、実態としましては多くの部分を図書業務に使用している学校もある反面、また不登校の子供たちがすごく多い学校につきましては、なかなかそっちまで手が回っていないんだと、そういう学校もございます。

5月にちょっと各学校に照会かけたところによりますと、ほとんどの、全ての学校でこの学び・適応サポーターを貸し出し業務、または図書整備業務に当たらせているという回答はいただいておりますけれども、実際のところは図書館主任とか司書教諭、学校の教員及び子供たちの手も使いながら、図書委員会の子供たち、小中ともに子供たちの力もかりながら図書業務をしているということが現状となっております。

また、あわせてですけれども、本年度から小中一貫教育が始まっておりまして、各学校に非常勤の講師を浦戸以外1名ずつ配置しております。小中ともに配置しておりますし、また一財のほうから、実は塩竈市のほう、発達障害の子供たちも相当数おりまして、特別支援教育の支援員も各校に2名ずつ、浦戸以外につけております。限られた予算の中で優先順位を考えた際に、まずは小中一貫教育の部分、また特別支援の部分というのはなかなか外せない部分でありまして、専任になればなおさらこれは充実するということはわかっておりますけれども、なかなか難しいということが現状であります。

以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 現状については、ちょっとだけですけども、概略わかったわけですけども、要するにそういう意味では学習支援を本分とした図書司書の専任の職員はいないということなんです。ただ、問題は、文部科学省でこのような5か年計画をつくった場合、全国の県あるいは市町村でこれに準拠した形で整備5か年計画をつくることにはならないんですか。

○鎌田委員長 どうですか。本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 ほかのところの動きにつきましては、ちょっとこちらでも情報がないので、何とも今の時点でお答えしづらいところではあるんですけども、早速状況等をもう少し深掘りしてみたいと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ぜひ、現実には部分的にはもう先行してやっていますよというところ、図書の蔵書も、私も月見小学校を見ましたけれども、大分ふえているし、先生方も一生懸命、また貸し出し

冊数は月見の場合市内小学校で一番低いですが、ただそれにプラス文科省のやろうとしているいわゆる今の子供たちが本を読まない、そしてスマホとかSNSに傾注してしまうといったようなことでの学習障害というか、そういったのをぜひ、それをサポートする、また援助する図書司書というものの配置を、こういった計画を立てたわけですから、実態をよく調べた上で市としてどうするかということについては方針を示していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 子供たちが本に触れ合うとか、本を読むということで、本当に子供たちのいろんなところに関係する大事なところなんですけど、国のほうでもこういった5か年計画の中で予算を上げてきて、それも注目を浴びているということで、こっちで予算化をしないとそういったものに使えないというそういうことがあるわけで、本市でも今まで工夫とかいろんな形で補ってきたという話をさせていただきました。それで、司書的な方はいればそれはいいんですけども、そういったことで、そういったのは塩竈ではいろんな部分でやってきたということですが、この必要性と、あとまた現在本市のそういった学校図書の環境的にはどう捉えているんでしょうか。私も何校か見えていますけれども、新しい本とか、あとはまたきちっと整備されているという、そういったところも拝見させていただいて喜んでいたところもあるんです。その点だけ聞かせてください。

○鎌田委員長 どうですか。本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

おかげさまで、平成28年度から予算をふやさせていただきましたことから、本の更新、いわゆる汚損とか古くなってちょっと手が伸びないなという分については、それを補うための更新活動というのが非常にどこの学校でも徐々にふえてきているというところと、それからあと本がふえることによって環境も、例えば新しいブックトラックとってちょっときれいに見せる棚ですとか、それからあと図書館、市民図書館で研修会を開いて、平置きにして本を見せて子供たちが喜ぶようにするための工夫の研修ですとか、そういったことでもって動きが出てきているなというのは実感がございます。こういったことを市としても今後も継続して行って、よりよい学校図書館にしていければいいかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。とにかく予算のほうもふえてきていて、そういった中できちっと充当というか充実させるように取り組みながら、これも計画的にという国の方針ですので、1回にというものではないですので、そういったところで、じゃ、山本委員も言ったようにいろんなところを調査等していただいて、しっかりこちらにも示していただいた上で、やっぱりまたこちらの考えも出てくるのかなということで捉えました。

以上です。よろしくお願いします。

○鎌田委員長 ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午後0時28分 休憩

---

午後0時29分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第7号については、継続審査を求める意見がありますので、継続審査についてお諮りいたします。

請願第7号を閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手全員であります。よって、請願第7号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後0時29分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 鎌田 礼二